

議案第 10 号

議決第 号

始良市土地開発基金条例の一部を改正する条例の件

始良市土地開発基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市土地開発基金条例の一部を改正する条例

始良市土地開発基金条例（平成22年始良市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,066,105,000円」を「5億円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の始良市土地開発基金条例に基づく始良市土地開発基金に属する現金のうち、5億円を除いた額は、始良市市有施設整備積立基金条例（平成22年始良市条例第60号）に基づく市有施設整備積立基金に属する現金とする。